

平成28年11月定例会 経済委員会（事前）

平成28年11月21日（月）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

丸若委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の11月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】（資料①）

- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

森労働委員会事務局長

今定例会で、御審議いただく提出予定議案はございませんが、この際、1点、御報告を申し上げます。

お手元の報告資料、1ページをお開きください。

1の個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

これは、旧来の「労働組合」対「使用者」という構図ではなく、近年、増加してまいりました、「個々の労働者」と「使用者」との間の紛争解決を図るもので、いわゆる個別的労使紛争解決サービスに係ります、平成28年4月から10月末までの運用状況でございます。

この間の相談件数は161件、あっせん申請件数は2件となっております。

2件のあっせん申請の内訳につきましては、双方の合意成立により解決して、終結に至ったものが1件、申請後、現在、係属中のものが1件となっております。

なお、相談件数の161件につきましては、ここ5年間では最多の相談件数でございました昨年度の同月末の相談件数と比較しますと、11件の増加となっております。近年の増加基調は継続しております。

また、相談の内容につきましては、パワーハラスメントや嫌がらせに関する相談が最も多く、次いで、賃金の未払に関する相談、退職に関する相談の順となっておりますことを、この際、報告させていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。

丸若委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連す

る質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いたします。

それでは、質疑をどうぞ。

上村委員

ただいま報告がありましたこの個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてちょっとお聞きしたいんですけれども、あっせん申請が2件あるということで、一つは終結して一つはまだ相談継続中ということですけど、どういった中身なのか概要だけでも教えていただけないかと思うのですが。

船田調整課長

あっせん申請の中身についての御質問でございますが、非公開で行っていることでございますので、内容の紹介については控えさせていただきたいと思っております。

上村委員

概要も全く教えていただけないんですか。具体的なことじゃなくてもいいんですけれども。

船田調整課長

概要だけということで大ざっぱな言い方で、1件が賃金未払の関係、もう1件が解雇関係でございます。

長尾委員

以前、この4月に大学を出て県内のある大手の会社に就職をしたけれども、職場でのパワーハラスメントというかそういうことに遭って、退職を余儀なくされた。結局大学を出たってまだ22歳ぐらいで若いので、社会人として大きな会社の役員や上司に対抗する、対応する能力がなかなかないと。結局は泣き寝入りで辞めてしまったということ。労働委員会としては例えば161件という報告なんだけど、こういった相談事があるって、それに対して特定のどの会社ということについて、改善の要望とか指導とかそういうのはなかなか難しいのかもしれない。しかし、こういった結果を例えば県内の企業、組織でいえば商工会とか岡本委員もやっぺらっしゃるけど、そういう県内の企業に対して一般的な言い方なのか、こういう事例で県に対して労働委員会にこれだけ要望や意見や苦情があったんだというようなこういったことのフィードバックというのはやっているんでしょうか。やっているとしたら、どういうふうにしてやっているのか。やっぺなければやるような考えとかあるのかお聞きしたいと思っております。

船田調整課長

労働相談等に関する事例の商工業者等へのフィードバックということでございますけど

も、商工業者等に対しましては、労働委員会でやっている業務についての広報とかは商工の関係団体にはしております。それから、当方でやっております労働相談とかあっせんとかについて、いついつやっていますみたいな広報はしておりますけども、その内容を受けて、あるいは全体の集計というか、まとめたものをフィードバックというようなシステムはございません。

#### 長尾委員

結局、こういう皆さん方の組織があって、県下のそういう労働者というか働いている方々のいろんな現場の悩みやそういったものを受けているわけで、中身の子細なことは個人情報やそういうことは別にして、やはり県内の企業に県の労働委員会としてこういうこと、ある意味企業に対してけん制球というか、啓発するとかそういうことを、やっぱり私はフィードバックさせるべきではないかと思う。これだけ人を擁して、ある意味金を掛けて苦勞してやっている内容を企業は全然知らないわけでしょう。こういったことを県の労働委員会でこれだけ受けていますと議会で報告するだけではなくて、企業さんたちにけん制球をするためには私はきちっと報告したほうがいいんじゃないかと。来ている労働委員の皆さんだって、雇っている側、雇われている側、そして中立的な立場の人がいるわけけれども、そういう県内の企業さんは、それだけ金を掛けてやっているこの大事な労働委員会で、こんなことをやっているとか全然知らないまま終わってしまうわけであって、私は何らかの形できちっと知らせるべきだと思ってしまうけれども、それについて検討する意思はありますか。

#### 船田調整課長

今後フィードバックを検討するかどうかということでございますけども、当然のことですけども、労働相談の内容とかあるいはあっせんについての内容というのは非公開で行っておりますので、なかなか個別具体的にそれを公にするというのは非常に難しい部分があるかとは思いますが。

ただ、今委員がおっしゃいましたように、こういったことをすればこういったことになるというようなことで、各業界団体に対するけん制という意味になるのであれば、どういうことが可能かどうかわかりませんが、検討する余地はあるのかと思います。

#### 長尾委員

課長の答弁だけで、あるかと思えますというようなそういう中途半端な御答弁ではなくて、要は局長はどうなんですか。これは、私も、皆さん方もその相談に個別に同席してもらって聞いていただいて、そういう努力は評価しているわけだけど、結局は泣き寝入り。それは本当にその会社は用意周到な形で、その一人の若い社員に対して幹部が困んでそこをビデオで撮って、幾ら裁判にかけられたって必ず負けると、そういうすごい態勢を敷いて辞めるかどうかとか、そういったことをやっている。そういうことを聞いたわけけども、本当に悲しいかな、こういう現実がある。しかし、本当にこれから若い人が喜んで希

望を持って仕事に行けるようなことをやっていかないと、本当にこの問題は捨て置けないと私は思いましたもので今日言っているんですけど、これはきちっと私は一生懸命やっているにもかかわらずこれだけの相談があるんだから、そういう現実をしっかりと県内の企業さん、経営者に知らせるべきだと思います。局長はどうですか。

森事務局長

委員が御提案のとおり、けん制球につきましては当然やっていかななくてはいけないことだというふうに考えております。ただ、内容的に個人情報等ございますので、具体的な事案がわからないような仕組みを作りまして、皆さんにフィードバックをして、一人でも多くの方の労使紛争の解決が図れるように検討させていただきたいと思っております。

長尾委員

是非検討していただいて、どういう形でするようになったかというのを若干時間が要ると思うので、2月議会ぐらいにどういう形でやりたいという、来年度からでいいから、どういう形でやりたいかという方向性は出せますか。出してもらいたい。

森事務局長

これから検討をさせていただきますして、2月頃にはどんな形になるかわかりませんが、検討結果を報告させていただきたいと思っております。

元木委員

個別労使紛争サービスについての質疑ありましたので、私のほうからも少し確認をさせていただきますたいと思っております。

この数字の内訳なんですけれども、先ほども少しあったかと思っておりますけれども、内容が一番大事と思うんですけれども、どんな職種の方からの話が多かったのか。あるいは事業所の規模でいいますとどういった規模の事業所のケースが多かったのかといった近年の傾向がおわかりになりましたらお願いします。

丸若委員長

小休します。（10時45分）

丸若委員長

再開します。（10時46分）

船田調整課長

相談につきましては業種別は集計できておりません。といたしますのも、相談の場合、業種をおっしゃらない方がかなりいらっしゃいますので、相談に関しては業種別は把握しておりません。

あっせん件数について参考までに申し上げますと、今年度は2件なんですけども、この2件はサービス業と、卸売小売業でございます。参考までに平成27年度で申し上げますと14件あったんでございますけども、卸売小売業4件、サービス業3件、医療福祉関係2件が上位の三つでございます。

元木委員

こういった問題を解決するに当たって、労働委員会の委員さんの方々の知見をお借りしてという仕組みをとられておるということでございます。公益委員、労働者委員、使用者委員と3区分に分けて公益委員に弁護士さんが3名いらっしゃるというようなこと、あと労働者委員が各労働組合の関係の方、使用者委員の方々は各業界の代表5名ということでございます。この実際の相談等の件数が多い業界の方の業種からこの使用者の委員さんを選ぶというのも一つの考えかなと思っておるわけでございますけれども、この使用者委員を見ておりますと、社会福祉法人ですとか家具の会社の方、あとマスコミ関係、そして木工関係の代表者が選ばれておるということでございますけれども、この考え方というのはどんな考えで選ばれておられるんでしょうか。

船田調整課長

労働委員の任命についての方法でございますけれども、労働委員の任命につきましては知事部局、商工労働観光部のほうで行っております。

元木委員

また商工労働観光部のほうで聞かせていただきたいと思えます。

それでは、今の説明になかったんですけども、残業の問題等もちょっとマスコミ等でいろいろ見聞きするわけでございますけれども、時間外労働と過重労働の相談についてはどういった状況でございますか。

船田調整課長

時間外労働についての件数でございますけれども、本年度161件の中では4件ございました。ちなみに、昨年度は1年間で5件、平成26年度は1年間では2件という状況でございました。

元木委員

なぜこういった質問をするのかといいますと、皆さんも御存じのとおり、先般も三好市の社会福祉協議会のいろんなトラブルもあったわけでございますけれども、全国的にも電通のほうで有望な若手の女性社員の方が過労自殺をして、労災認定されたというようなことで報道がございました。この報道によりますと、優秀なエリートの大学を出られて、母子家庭で育ったんですけども、お母さんを楽にしてあげたいという思いで大きい一流企業に就職されて一生懸命仕事に取り組まれていた中で、職場内での人間関係が原因で、上

司からいろんなパワーハラスメントの発言を浴びせられたということです。あるいは過労死等防止対策法が推進されたにもかかわらず、こういった過労の問題が起こってしまったというようなことで、遺族の方も今その社会を変えていこうというようなことでいろんな運動をされているということを知っておるわけでございます。

この説明を頂きましたとおり、労働委員会の相談には過労自殺につながるような相談は少ないというような説明でございますけれども、県内における過労死や過労自殺の状況、もしあれば教えていただきたいと思っております。

船田調整課長

県内における過労死、過労自殺の件数についての御質問でございます。

これは、厚生労働省が毎年発表している数字で、労災認定された数字ということで、一部になるのかもしれませんが数字でございます。

本県の状況ということでございますが、まず全国の数字との対比で申し上げますと、過労死で労災認定された件数なんですけど、平成26年度が121件でした。平成27年度が96件です。過労自殺で労災認定されたものが平成26年度で99件、平成27年度で93件でございます。

本県の状況でございますけれども、過労死、過労自殺とも平成27年度はゼロ件ですけれども、平成26年度は各1件認定されたようでございます。

元木委員

県内でも数件認定があったということでございますけれども、こういった事案というのは氷山の一角でありまして、実際表に出てこないケースもあるんじゃないかなと推測をいたす次第でございます。

私の知り合いでも上司の方にいろいろ言われて、就職先をすぐに辞めてしまったけれども、もう結局相談も何もしなかったというようなこともよく聞いておるところでございます。こういった事件を氷山の一角と位置付けて、これから県内でもこういったことが起こらないような対策を労働委員会としても積極的に進めていくべきであると考えますけれども、いかがでしょうか。

船田調整課長

こういったことが起こらないように労働委員会での取組をとということでございます。現在の労働委員会の取組といたしましては、いわゆる労使トラブルですね、悩んでいる方が来られたり、あるいは電話でもそうなんですけど、まず1点目は相談業務ということで、これは事務局職員に相談もあれば、先ほど委員がおっしゃいました労働委員会は15名の公労使委員で構成してございますけれども、いわゆる専門相談ということで、専門的な見地からの助言をしています。あと必要であれば、あるいは希望があればあつせん申請を受け付けるというふうなことをしています。あと、相談内容によりまして労働基準監督署とか、あるいは裁判所など他の機関のほうがいいと思われる事案につきましては、そちらのほうに紹

介するなど、相談の内容に応じて最もふさわしい対応をしております。そのために各相談関係機関と連絡協議会を組織しております。意見交換を行うなど連携を図っております。

労使紛争の解決を図る制度としましては、当労働委員会のあっせんのほか、労働局でのあっせんや、裁判所の労働審判などがありまして、それぞれ特色ある解決を図っているわけでございますけれども、当労働委員会のあっせんというのが最も労働者に納得いただける解決ができるというように私ども自負しております。といいますのは、それぞれの立場の方がそれぞれの立場に立って助言などをしていただくので、労働者だけでなく使用者もある程度納得いただけるという形での解決になっているのではないかと考えております。

ただ、そうは申しましても、やはり知っていただかないとしょうがありませんので、いかに県民の方に知っていただけるかということが大きな課題かと思っております。

これまでに様々な方法で広く広報啓発を行ってきておりまして、相談件数が増えたのはその成果ではないかというふうに考えておるわけでございますけれども、今後とも他県の取組状況等も参考にして、引き続いて制度の周知とか利用促進に向けて一層の広報啓発を図ってまいりたいと考えております。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時55分）